

(仮称) 秋田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 本事業は、沖合約 1km～10km、八峰町から男鹿市の沿岸約 40km に及ぶ海域に、最大 158 基もの風力発電機を設置する洋上風力発電事業であることから、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施による環境影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、県が設置した「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」において示された候補海域から沖合側及び南側に大きく拡張しているため、関係機関との合意形成が十分に図られていない海域に風力発電機が設置される可能性がある。

このため、事業の実施に当たっては、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (4) 方法書においては、事業の位置・規模等を可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (5) 想定区域及びその周辺には、既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、他事業者との情報共有に努め、事業の実施による累積的な影響を回避又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 動物

ア 想定区域東方に位置する小友沼や八郎潟干拓地は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地であるため、渡りの時期等における主要な経路である可能性があるほか、周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、渡り鳥が想定区域及びその周辺を通過する際に、これら他事業者との累積的な影響により移動経路が遮断・阻害されるおそれがある。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言を踏まえ、事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

イ 想定区域及びその周辺の海域の一部は、環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されているほか、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場となっていることから、本事業の実施に当たっては、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、可能な限り生息状況を適切に把握した上で、事業の実施による海生生物への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 景観

想定区域周辺には男鹿国定公園及び八森岩館県立自然公園が位置し、主要な眺望点である「寒風山展望施設」や「鹿の浦展望所」等が存在することから、本事業の実施によるこれら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等からの意見の聴取に努め、事業の実施に伴う景観への影響を回避又は低減するよう配慮すること。また、主要な眺望点の設定に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、日常的な生活環境の場からの景観についても十分に配慮すること。